

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う  
関係省令等の整備案について

**I 背景**

総務省では、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）や「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及発展に向けてー」（平成 26 年 12 月情報通信審議会答申）等を踏まえ、2020 年代に向けて、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業の公正な競争の促進等を内容とする電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）案を第 189 回通常国会に提出し、可決成立の後、平成 27 年 5 月 22 日に公布されたところである。

本件は、改正法の施行等に伴い必要となる関係省令等の規定を整備するものである。

**II 改正の概要**

**（1）電気通信事業の登録の更新制の導入に係る規定の整備**

改正法において、第一種指定電気通信設備を設置する者若しくは第二種指定電気通信設備を設置する者（以下「指定設備設置事業者」という。）又はその特定関係法人（グループ会社）が、大規模事業者（指定設備設置事業者、特定電気通信設備を設置する者）と合併や株式取得等を行った場合に、当該指定設備設置事業者に対し電気通信事業の登録の更新を義務付けたところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

・ **登録の更新の申請書類**

【電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 4 条の 2 等】

・ **特定電気通信設備の指定基準等《諮問事項》**

【電気通信事業法施行規則第 4 条の 3、第 4 条の 4、電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロの電気通信設備を指定する件（新設）、電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ニの電気通信設備を指定する件（新設）】

・ **登録の更新に係る審査基準等**

【電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）等】

**（2）移動通信分野における禁止行為規制の緩和に係る規定の整備**

改正法において、移動通信市場の市場支配的事業者（第二種指定電気通信設備を設置する者のうち、市場シェアが 40%超等であり市場支配力を有する事業者）に対する禁止行為規制を緩和したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

・ **不当な優遇の禁止対象となる特定関係法人の指定及びその指定の手続**

【電気通信事業法施行規則第 22 条の 4、電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての考え方（ガイドライン）】

・ **特定関係法人の報告義務**

【電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 4 条の 2】

- ・ **禁止行為規制の適用基準（収益シェア）におけるグループ合算**  
【電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての考え方（ガイドライン）】
- ・ **禁止行為規制の適用基準（収益シェア）における附帯事業営業収益の除外等**  
【電気通信事業報告規則第 4 条】

### （３）卸電気通信役務の事後届出制等に係る規定の整備

改正法において、指定設備設置事業者が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ **届出対象となる卸電気通信役務と届出事項等《諮問事項》**  
【電気通信事業法施行規則第 25 条の 5 から 25 条の 7 の 4 まで】
- ・ **整理・公表の対象となる情報**  
【電気通信事業法施行規則第 25 条の 10】
- ・ **第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人の提供する卸役務の事後報告制**  
【電気通信事業報告規則第 4 条の 4】

### （４）二種指定制度（携帯電話網の接続ルール）の充実に係る規定の整備

改正法において、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下「MVNO」という。）の参入促進を図る観点から、二種指定制度について、アンバンドル機能（他事業者に対し貸し出すべき機能）や接続料の算定方法を制度化したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ **アンバンドル機能及び標準的接続箇所等《諮問事項》**  
【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 4、第二種指定電気通信設備接続料規則（新設）第 4 条】
- ・ **接続料の算定方法等《諮問事項》**  
【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）第 5 条、第二種指定電気通信設備接続料規則（新設）第 3 条から第 16 条まで（第 4 条を除く）、第二種指定電気通信設備接続料規則第 8 条第 9 項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件（新設）】
- ・ **接続を円滑に行うために必要な事項《諮問事項》**  
【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5、電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 2 項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件（新設）】
- ・ **特定移動端末設備の範囲《諮問事項》**  
【電気通信事業法施行規則第 4 条の 4】
- ・ **その他**  
【MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（廃止）】

### （５）ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保に係る規定の整備

改正法において、従来、電気通信事業法の適用除外であったドメイン名の名

前解決サービスを提供する電気通信事業を同法の適用対象とし、当該電気通信事業を行う事業者は事業の届出を義務付けるとともに、サービスの信頼性等を確保するための規律を設けたところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

・ **特定ドメイン名電気通信役務の範囲**《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 22 条の 2】

・ **ドメイン名電気通信役務等の範囲**《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 59 条の 2、電気通信事業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 1 号イの規定に基づきドメイン名の一部を定める件（新設）】

・ **会計の整理・公表の内容**《諮問事項》

【電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）第 5 条、第 18 条等】

・ **電気通信主任技術者の選任義務の適用除外**《諮問事項》

【電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 3 条の 2】

・ **ドメイン名電気通信役務に係る契約数の報告**

【電気通信事業報告規則第 2 条】

**（6）加入光ファイバの接続制度に係る規定の整備**

情報通信審議会答申（「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成 27 年 9 月））等を踏まえ、NTT 東西が「8 収容」の原則を接続約款に明記等するよう規定するもの。

・ **「8 収容」の原則に関する規定**《諮問事項》

【電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号】

・ **他事業者が接続の請求に際して必要な情報の開示に関する事項（全ての電柱等の情報の追加）の規定**

【平成 13 年総務省告示第 395 号】

**（7）海外からの持込端末関係に係る規定の整備**

改正法において、訪日観光客等が持ち込む端末（Wi-Fi 端末等）について、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合に我が国での利用を可能としたところ、これを受けて、電気通信事業者の接続の検査を不要とする等、以下の規定を整備する。

・ **海外からの持込端末（Wi-Fi 端末等）の扱い**

【電気通信事業法施行規則第 32 条、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 3 条、平成 6 年総務省告示第 72 号、平成 16 年総務省告示第 99 号、平成 23 年総務省告示第 87 号、電気通信事業法第 52 条第 1 項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件（新設）】

**（8）その他**

改正法の施行等に伴い必要となる所要の規定を整備するもの。

【基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成 15 年 9 月 26 日総務省令第 119 号）、接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）等】

### Ⅲ 施行期日

改正法の施行の日（同法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

なお、（6）については、平成28年4月1日を予定。